

3. 耐震診断業務の特色

耐震診断が管理組合総会により区分所有者多数の議決を受け、理事会もしくは理事長との面談を行う。

耐震診断の必要性、実施内容の説明を行う。

公的な補助金交付を申請される場合は仕組みと流れを説明する。

診断結果による補強計画についても説明する。

4. 企業コンプライアンスとして定め公表している事項

耐震診断結果は、理事会の求めに応じて依頼者である区分所有者への説明を基本とし、他者への口外等の情報は流失しないことに努める。

5. 管理組合との業務委託の契約、覚書、協定書等の締結にあたり、法令遵守、個人情報の保護及び苦情等の対応について記載する事項

○個人情報の保護

(1)当社は、適法かつ公正な手段によって取得した個人情報を適正に取り扱うものとする。

(2)当社は、取得した個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん等を防止するため、必要な対策を講じて適切な安全管理を行うものとする。

(3)当社は、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の法令に定める場合を除き、あらかじめ同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはない。

○苦情等の対応

(1)当社は、当社の責任において、誠意をもって問題解決を図るように努めるとともに、誠実に相談及び苦情等に対応する。